

監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、令和8年1月23日付けの請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施したので、結果を次のとおり公表する。

令和8年3月2日

秋田市監査委員	鶴	田	嘉	裕
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	藤	田		信
秋田市監査委員	堀	内	和	恵

第1 請求人

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

第2 監査の請求

1 請求の受理

令和8年1月23日に提出のあった本件請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、同月30日に受理した。

なお、同月27日に請求内容の補正書が提出され、これを受け付けた。

2 請求の要旨（「秋田市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）の原文のまま 1月27日補正後）

平成24年度以降～令和6年度までの在任市長、現任の市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 平成24年度以降～令和6年度までの在任市長、現任の市長は「秋田市老人いこいの家条例・秋田市雄和ふれあいプラザ条例」（別紙1）に基づき、「老人にいこいと研修の場を提供し安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資する」目的を達成する職務責任、財務会計責任を有していた。さらにその目的達成のために、昭和40年厚生省社会局長通知である「老人憩いの家管理基準」（別紙2の裏面）では「老人憩いの家及びこれに附帯設備並

びに備品類の維持管理については特に留意し、補修、改修又は補充の必要があるときは、すみやかに措置しなければならないこと」として施設や設備の維持管理、補修の必要時にはすみやかな措置を行うしほりがあり迅速な修繕・設備更新の財産管理責任を負っていた。

(2) しかし、別紙の事実証明1の入浴利用欄、事実証明2(老人いこいの家利用状況)にあるように、①八橋老人いこいの家はボイラー故障のため2011年6月(平成23年)から入浴設備が使用中止とされ、現在までの14年8か月もの長期にわたり修繕・更新措置が放置されたままの、財産管理を怠る事態が継続している。そのため入浴中止前の平成20・21・22年の3年間平均利用者数が年29,133人だったのが、中止翌年からの平成24・25・26年の3年間平均利用者数が年7,121人へと75%強も激減。②大森山老人と子どもの家も同様に入浴設備故障で2022年3月(令和4年)から使用中止され、以来現在までの約4年近くにわたり修繕・更新措置が放置されたままである。そのため、利用中止前の令和2・3年の2年間平均利用者が、年18,910人だったのが、中止翌年の令和5・6年の年間平均利用者は6,963人へと63%強も減少した。③一方、入浴設備利用が昭和50年5月の施設開所から現在まで中止されることなくずっと継続できている飯島老人いこいの家利用者数は事実証明2にあるように、記録のある平成16年度利用者18,626人が令和6年度15,034人へと80%強もの利用を維持している。④以上のように、入浴設備利用ができた時とできなくなった時の利用者数推移は、入浴設備の一般家庭での普及率上昇にかかわらず、自宅から離れた環境の入浴が転地療養効果があり、利用者の心身リフレッシュ・健康増進に大きく貢献している利用状況を事実証明2は示している。

(3) このように、秋田市の入浴設備故障放置という財産管理を怠る行為は、「秋田市老人いこいの家条例」「厚生省の老人憩いの家管理基準」、地方自治法第2条「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との法令に違法不当に反したものであり、この違法不当な行為によって引き起こされた利用者数激減で施設運営コストが高上がりになった、施設老朽化だ、として老人いこいの家廃止案を打ち出した。これは本末転倒である。飯島老人いこいの家利用者数が開所から20年たっても利用者数8割を維持する状況が示

すように、いこいの家事業の存続意義は鮮明であり、法令に沿った施設運営・管理など、入浴設備等故障の迅速な修繕対応こそが必要だったことは事実証明2が示すところである。

(4) 以上、これまでに指摘した違法不当な財産管理を怠る事実により、秋田市や、施設利用者・秋田市民が被った損害は次のとおりである。

①秋田市は施設運営のコスト高として八橋については利用者減により2024年度で1人1日当たりの経費が2842円と説明(別紙の事実証明1…16,458,523円÷5,792人)。しかし入浴設備故障を修繕・更新していれば故障前利用者数の利用が見込まれ(秋田市は飯島いこいの家利用者が多いのは入浴設備が利用できているからと市議会委員会で説明)、その場合の運営コストは1人1日565円(16,458,523円÷29,133人)となる。入浴設備故障放置という違法不当な財産管理により、運営コストが2842円÷565円=5.03倍も高くなっており、市財政に八橋では14年も、大森山では4年もコスト高の損害を与え続けてきた。

②八橋いこいの家、大森山老人とこどもの家の6割～7割強もの利用者減少は八橋で14年間も毎年22,000人(延べ30万8千人)、大森山では約4年間毎年11,947人(延べ約4万7千人)もの利用者の福祉増進・心身の健康増進効果を失わせた。これは秋田市の大きな福祉と財政の損失である。さらに住民福祉の増進を阻害した行為は秋田市の介護予防費用等の支出増大につながった可能性がある。

③入浴設備や空調設備故障の放置は、さらに設備の劣化を招き、損害拡大につながっており秋田市財政に長期に損害を与えてきたこと。

④今回の老人いこいの家等廃止提案は、以上のように法令を守り財産管理を適切に実施していれば必要がなかったことであった。したがって、行う必要の無かった2025年の公共施設専門部会開催での廃止の後ろ盾会議や、9月・11月市議会への廃止表明や説明、さらに11月、12月の4箇所施設での廃止説明会開催やそのための資料作成等、必要の無かった業務に公務労働や財政を費やしたことで秋田市財政に損害を与えた。

(5) 以上により、①平成24年度以降～令和6年度までの在任市長、②現任の市長に対する措置として、

①に対しては、八橋・大森山施設の入浴設備修繕等費用見込額約3000万円

(長寿福祉課の令和8年1月22日厚生委員会説明)の1%の賠償措置を求めます。

②に対しては、入浴設備更新費用を予算化のうえ議会賛同を得て両いこいの家へ設置し利用できるようにする措置を求める。また、秋田市老人いこいの家等4施設は廃止せず、今後は高齢者や子どもたちをはじめ市民多世代のいこいと交流の施設へと発展的に存続させる市民各層や専門家参加による施設計画具体化措置を求めます。現在の4施設が老朽化等で使用に耐えなくなるときは、たとえば学校の空校(廃校)活用等も含め、老人いこいの家事業目的も内包した新たな多世代のいこい・交流施設へと発展させる措置を求めます。

3 暫定的停止勧告

本件については、地方自治法第242条第4項の要件を満たすとは認められないことから、暫定的停止勧告は行わないこととした。

4 請求人の提出証拠(事実証明書)

令和8年1月23日提出の証拠

別紙参照

(注)提出証拠(事実証明書)の内容については、記載を省略した。

5 新たな証拠の提出および請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年2月12日に請求人に対して証拠の提出および陳述の機会を設けた。請求人から新たな証拠が提出され、請求人による陳述が行われた。

陳述には、請求人9名のうち8名が出席し、福祉保健部長、福祉保健部次長、福祉総務課長、長寿福祉課長のほか、福祉総務課および長寿福祉課の職員を立ち会わせた。

請求人は、飯島老人いこいの家および八橋老人いこいの家の有用性を主張したほか、廃止の方向に動く際には、これまでの行政施策、老朽化した施設の扱いなどについて秋田市が財産管理を適切に行ってきたかの検証が必要であること、利用者数の減少は入浴設備の修理を怠っていたことによるものであること、老朽化

が進んでいる施設の機能統合などの検討が十分行われたか精査が必要であることなどを主張した。

6 新たな証拠（事実証明書）

請求人陳述の際に、請求人から新たな証拠が提出された。

これにより、違法不当に財産の管理を怠ったことが利用者の減少、施設機能の低下を招いたと主張したほか、令和4年1月改訂の秋田市公共施設等総合管理計画における公共施設等マネジメント実施方針に基づく計画的な修繕を行わなかったことが、最小の経費で最大の効果を挙げるとする同計画の趣旨に反しており、令和4年3月に故障した大森山老人と子どもの家の入浴設備を修繕しないことは、同計画の今後の方向性で「老人いこいの家は、当面の間、施設の老朽化等に十分留意しながら現行施設を継続していく。」と記載されていることにも反していると主張したことに加え、入浴設備を修繕するため国や県の補助制度の利用を検討すべきであったことなどを主張した。

また、請求書で介護予防費用の支出増大につながった可能性があると主張していることについて、新たな証拠を用いて説明した。

令和8年2月12日提出の証拠

別紙参照

（注）新たな証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

第3 監査の実施

1 監査の対象

老人いこいの家等の施設管理について

2 監査の着眼点

- (1) 八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家の入浴設備等の修繕・更新を行わないことは、財産の管理を怠る事実にあたるか。
- (2) 入浴設備等の修繕・更新を行わないことは、市に損害を与えているか。

3 監査の対象機関

秋田市福祉保健部を監査の対象とした。

4 関係職員の陳述

令和8年2月12日に、福祉保健部の職員から陳述の聴取を行った。

陳述には、福祉保健部長、福祉保健部次長、福祉総務課長、長寿福祉課長のほか、福祉総務課および長寿福祉課の職員が出席し、請求人9名のうち8名を立ち会わせた。

5 関係職員陳述の内容

請求人が請求書の1の(1)で、市長は迅速な修繕・設備更新の財産管理責任を負っていたと主張していることについては、厚生省社会局長通知は、技術的な助言であり、補修等の実施の要否は市町村の判断に委ねられており、老人いこいの家の設置者である市町村が財産の管理の責任を果たすことになるものと捉えているとした。

請求人が請求書の1の(2)の①で、八橋老人いこいの家の入浴設備について、長期にわたり修繕・更新措置が放置されたまま財産管理を怠る事態が継続していると主張していることについては、施設のあり方の検討や施設機能を維持するための修理などを行ってきており、認められないとした。

請求人が請求書の1の(2)の②で、大森山老人と子どもの家で入浴設備の修繕・更新措置が放置されたままであると主張していることについては、令和3年3月に改定した福祉保健部所管施設個別施設計画の方針に基づき、八橋老人いこいの家と同様に入浴施設の使用を中止した上で施設運営を継続してきたところであり、認められないとした。

請求人が請求書の1の(2)の③で、入浴施設の利用が継続できている飯島老人いこいの家の令和6年度の利用者数が、平成16年度に比較し80パーセント強を維持していると主張していることについては、利用対象者の母数が増加しているにもかかわらず、実際の施設利用者は減少していることから、入浴施設の有無のみで施設利用者の増減が決まるものではないとした。

請求人が請求書の1の(2)の④で、いこいの家での入浴は転地療養効果があ

り、利用者の心身のリフレッシュや健康増進に大きく貢献していると主張していることについては、いこいの家は入浴の場を提供することを主な目的として設置している施設ではないこと、また、いこいの家の入浴施設利用者の目的を長寿福祉課で把握していないことから、判断することが困難であるとした。

請求人が請求書の1の(3)で、入浴設備故障放置という財産管理を怠る行為は、法令に違法不当に反したと主張していることについては、老人いこいの家のあり方について検討を重ねながら、市として一定の方針の下に管理し、必要に応じて修繕を行ってきていることに加え、入浴施設の使用ができない状況においても、秋田市老人いこいの家条例で定める目的は達成できていると認識しており、認められないとした。

請求人が請求書の1の(4)の①で、入浴設備故障放置という違法不当な財産管理により、市財政にコスト高の損害を与え続けてきたと主張していることについては、入浴設備の修繕・更新により故障前の利用者数が見込まれるというのは請求人の推測であり、また、入浴設備を更新した場合は、その費用も運営コストに上乘せとなることから、認められないとした。

請求人が請求書の1の(4)の②で、八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家の利用者の福祉増進や心身の健康増進の効果を失わせ、さらに住民福祉の増進を阻害した行為は、秋田市介護予防費用等の支出増大につながった可能性があるとして主張していることについては、入浴施設の使用は中止しているものの、両施設の運営を継続しており、また、入浴施設を使用することができなくなったことと秋田市介護予防費用等の支出を増大させたこととの因果関係を示すものはないことから、認められないとした。

請求人が請求書の1の(4)の③で、入浴設備や空調設備の故障の放置は、さらに設備の劣化を招き、損害拡大につながっており秋田市財政に長期に損害を与えてきたと主張していることについては、施設の運営のために必要と判断した場合は対応してきており、認められないとした。

請求人が請求書の1の(4)の④で、議会や利用者説明会で説明するための資料作成や必要のなかった業務に公務労働や財政を費やしたことで秋田市財政に損害を与えたとして主張していることについては、市の公共施設等最適化専門部会での廃止方針等を踏まえ廃止時期を示したもので、その説明のための資料作成や業務

に公務労働や財政を費やしたことは必要なことであり、認められないとした。

以上のことから、市は、老人いこいの家の管理を怠っておらず、市の財政に損害も与えていない。これまで老人いこいの家等の設置目的を果たすべく施設の運営をしてきたことから、請求人が請求書の1の(5)で求める措置については認めることはできないとした。

6 関係職員の調査

請求内容に関する事実を確認するため、令和8年2月12日に関係職員調査を行った。同調査には、福祉保健部長、福祉保健部次長、福祉総務課長、長寿福祉課長、福祉総務課および長寿福祉課の職員が出席し、監査委員が説明を求め、長寿福祉課長と長寿福祉課職員から説明があった。

7 関係職員調査の内容

請求内容に関する以下の事実を確認した。

- (1) 施設を修繕する場合の市と指定管理者の役割分担について、50万円を目安にそれより低い場合は指定管理者が、高い場合は市が実施することとしており、入浴設備のような大規模な修繕は市で対応していること。
- (2) 八橋老人いこいの家については建物の一部改修、電気設備の改修、衛生設備改修、冷暖房設備の新設、屋根の修繕、衛生設備の修繕を、大森山老人と子ども家については建物の一部改修、電気設備の改修、衛生設備の改修、冷暖房設備の新設、下水道の接続工事、畳、手すり、非常灯などの修繕をこれまで行ってきたこと。
- (3) 必要な修繕や更新を見送っているものについては、八橋老人いこいの家の空調設備の更新、大森山老人と子ども家の雨漏りの修繕、高圧受電設備の交換があり、修繕や更新をするかしないかの判断基準については、第7次行政改革大綱においての位置付けとして、大規模なものは行わない方針としていること。
- (4) 請求書で行政の運営コストが増大したことが市の損害とされているが、入浴設備の故障後、両施設の入浴施設に係る光熱水費は減少しており、消毒や水質検査等の業務も行っていないこと。
- (5) 八橋老人いこいの家については、空調設備も故障しており、部品等の調達が

難しいため、修繕できなかったこと。

(6) 八橋老人いこいの家の設備について修繕・更新しないことが、更なる設備の劣化を招いたという認識はないこと。

(7) 利用中止となっている浴室は、利用者が立ち入りできないように立ち入り禁止としていること。

(8) 大森山老人と子どもの家のボイラー更新については、仮に修繕や更新を行う場合、令和4年に徴取した業者からの見積もりでは2,500万円程度であったこと。

8 書類審査およびヒアリング

令和8年1月30日から同年3月2日まで、長寿福祉課に対し、適宜、書類審査およびヒアリングを行った。

第4 監査の結果

本件請求については、請求に理由がないものとして棄却する。

以下、事実関係および判断を述べる。

1 事実関係

(1) 本件請求に係る施設の概要

本件で指摘されている八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家の概要は、以下のとおりである。

ア いこいの家の概要

いこいの家は、老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。

(ア) 開所年月

八橋老人いこいの家 昭和47年9月

大森山老人と子どもの家 昭和55年4月

(イ) 使用者の範囲

八橋老人いこいの家は、市内に居住する60歳以上の者、大森山老人と

子どもの家は、市内に居住する60歳以上の者および義務教育終了前の者

(ウ) 施設

八橋老人いこいの家 大広間、和室、健康相談室、湯沸室、浴室

大森山老人と子どもの家 大広間、和室、体育館、子ども室、展望室、
健康相談室、浴室

(エ) 利用料 無料

イ 指定管理者

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

ウ 現在の入浴設備の状況

(ア) 八橋老人いこいの家

平成23年6月のボイラー故障により、同月から入浴利用を中止している。

(イ) 大森山老人と子どもの家

令和4年3月のボイラー故障により、同月から入浴利用を中止している。

2 判断

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該地方公共団体の監査委員に対し、監査を求め、これらの予防、是正等の措置を請求することを認めたものであり、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実が該当する。

また、住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること、又は当該行為を是正することを目的としてなされるものである。

請求人は、市が八橋老人いこいの家および大森山老人と子どものかの入浴設備等の修繕・更新を行わないことが財産の管理を怠る事実であるとし、この事実が市に損害を与えていると主張しているため、これらの点について個別に検討する。

初めに、請求人が主張する財産の管理を怠る事実についてである。

請求人は、入浴設備等の修繕・更新を行わないことが秋田市老人いこいの家条例で定める設置目的の趣旨に沿った管理運営がなされていないと主張している。

同条例第2条では、「いこいの家は、老人にいこいと研修の場を提供し、安ら

ぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。」と定めているが、いこいの家には大広間や和室、健康相談室といった施設も設置されており、入浴施設に特化したものではないことに加え、現在もサークル活動等に幅広く利用され、施設全体としては設置目的を達成しているとも考えられ、いこいの家の管理運営上必要な修繕を指定管理料の中で継続的に行っていることに鑑みても、入浴施設という一部機能を中止していることだけをもって同条例の趣旨に反した管理運営がなされているとまでは言えない。

また、請求人は、老人憩の家設置運営要綱や老人憩の家管理基準に照らし、市は八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家の入浴設備等の修繕・更新を行うべきであったと主張している。

老人憩の家の設置運営について（昭和40年4月5日厚生省社会局長通知（以下「厚生省社会局長通知」という。））で定める老人憩の家設置運営要綱では、老人憩の家の目的を「老人憩の家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。」としており、設置及び運営の基本方針を「老人憩の家の設置及び運営については、その目的にかんがみ、老人の健全な憩の場を確保し、老人の心身の健康の増進が図られるよう特に留意するものとする。」としている。

このほか、同要綱の老人憩の家管理基準では、「老人憩の家及びこれに附帯する設備並びに備品類の維持管理については特に留意し、補修、改修又は補充の必要があるときは、すみやかに措置しなければならないこと。」としているとともに、「老人憩の家においては、常に健全、かつ、明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めなければならないこと。」とし、同要綱の老人憩の家設計基準においても、「湯沸場及び浴室等を設ける場合にあっては、火気を用いる部分の周囲は、不燃性材料で被覆すること。」としている。

地方自治法第245条の2では、普通地方公共団体の事務処理に関する国の関与は法律又はこれに基づく政令によるものと定められていることから、これらの要綱や基準は、技術的な助言としての性質を有するものと解され、個別施設の状況に応じた具体的な対応まで定めたものとは言えないことに加え、両いこいの家は現在もサークル活動等に幅広く利用されていること、施設の管理運営上必要と

判断した小規模な修繕が行われていること、老人いこいの家に浴室を設置することは老人憩の家設計基準において必要条件とはなっていないことも併せ考えると、厚生省社会局長通知に反した運営がなされているとまでは言えない。

さらに、請求人は、八橋老人いこいの家と大森山老人と子どもの家の入浴設備等の修繕・更新をしないことは地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする規定に反していると主張している。

裁判例では、地方自治法第2条第14項について、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、(略) 当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。(略) 上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である(最高裁昭和53年10月4日大法廷判決)。(平成17年7月27日大阪高等裁判所判決)」としている。

入浴設備等の修繕・更新をしてこなかったことに関する経緯を整理すると、八橋老人いこいの家については、平成23年6月に同所のボイラーが故障した際、施設の老朽化が進んでいたこともあり、平成24年度から28年度までの指定管理期間中にいこいの家3施設の今後のあり方を決定する必要があると考えていたため、直ちに修繕は行わないこととしたものである。

老人いこいの家のあり方については、平成27年1月策定の第6次行政改革大綱および同年3月策定の同大綱実施計画において、施設の廃止を含め検討するこ

ととし、平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画においても、廃止などについて検討することとした。

平成31年1月策定の第7次行政改革大綱においては、第6次行政改革大綱に引き続き、施設の廃止を含めた今後のあり方を検討することとし、同年4月策定の福祉保健部所管施設個別施設計画においても、存廃を含む施設のあり方を検討することとしたものである。

第7次行政改革大綱の期間中に検討した結果、令和3年3月に、当面の間、施設の老朽化等に留意し、現行施設を継続することを結論付けたものであり、同月策定の福祉保健部所管施設個別施設計画においても、大規模改修や新たな設備投資は行わず、当面の間、施設の老朽化等に十分留意しながら現行施設を継続利用することとした。

令和4年1月に改訂された公共施設等総合管理計画においても、老人いこいの家は、当面の間、施設の老朽化等に十分留意しながら現行施設を継続していくこととしたものである。

また、大森山老人と子どもの家について、令和4年3月に故障したボイラーを修繕してこなかったことも、行政改革大綱、公共施設等総合管理計画および福祉保健部所管施設個別施設計画に基づいている。

公共施設等総合管理計画は、人口減少による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財政状況などの課題に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することで、市民ニーズへ適切に対応するとともに、将来負担の軽減を図ることを目的とするものである。

この計画に基づき、公共施設等の長寿命化や集約、複合化のほか施設保有量の見直しなどを掲げた公共施設等マネジメント方針を受け、個別施設のあり方を定めたものが福祉保健部所管施設個別施設計画である。

こうしたことを前述の裁判例に照らしてみると、秋田市老人いこいの家条例や厚生省社会局長通知に施設の個別の管理方法を定めていないため、老人いこいの家の具体的な管理方法については、市長の判断に委ねられていると考えられ、市長の判断が著しく合理性を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められることとなる。

本件において、入浴設備等の修繕を含む大規模な設備投資は行わないとした市長の判断は、市の財政状況、施設保有量の見直しの必要性、施設の老朽化、社会背景などを総合的に勘案したものであり、市の限られた予算を最大限効率的に活用することが求められる市長の判断として合理性があり、社会通念上も妥当な判断と考えられることから、裁量権の逸脱や濫用があったとは言えない。

以上のとおり、秋田市老人いこいの家条例、厚生省社会局長通知である老人憩いの家の設置運営についておよび地方自治法第2条第14項に反している点は見られず、違法又は不当に財産の管理を怠っているとは言えない。

加えて、請求人は、適法な施設管理を行わなかったことが利用者の減少につながり、結果として運営コストが上がり、老人いこいの家の廃止案を打ち出したことは本末転倒であると主張している。

しかしながら、仮に修繕を行わないことが利用者の減少につながったとしても、施設の老朽化や市の財政状況を踏まえ、入浴設備等の修繕を含む大規模な設備投資は行わないとした判断に合理性があることに変わりはない。

なお、請求人陳述において、請求人は、老人いこいの家について、秋田市公共施設等総合管理計画における公共施設等マネジメント実施方針に基づく計画的な修繕を行わなかったことが最小の経費で最大の効果を挙げるとする地方自治法第2条の趣旨に反する旨主張した。

前述のとおり、管理運営上必要な修繕は一定程度行われており、また、同マネジメント実施方針は、長寿命化にとどまらず、運用方法や施設保有量の見直しなど幅広い方針を掲げたものであり、これに基づき、福祉保健部所管施設個別施設計画で大規模修繕を行わないことを定めたとしても、同マネジメント実施方針に反するものではなく、また、そのように定めた背景も前述したとおりである。

次に、請求人が主張する市の損害について検討する。

請求人は、入浴設備の故障放置という財産の管理を怠る事実により、運営コストが高くなり、秋田市財政に損害を与えたと主張している。

しかしながら、入浴設備の故障後、両施設の浴室部分に関する光熱水費は支払われておらず、指定管理業務に消毒や水質検査等が含まれていない上、修繕を行わないことに起因して市に新たな財政負担が生じた事実は見受けられないことか

ら、運営コストが高くなり、市に財政的損害を与えたとする主張は認められない。

また、請求人は、請求書の趣旨に加え2月12日の陳述の際に、新たな証拠として、入浴設備故障後の介護予防費増加分の一部を市の損害と主張している。

しかしながら、請求人陳述において、浴室の使用中止措置と介護予防事業予算額の因果関係を明らかにする具体の説明はなく、また、増額になった予算額の1割がいこいの家利用者減少影響分とする根拠も示しておらず、請求人の推論に基づく主張と解さざるを得ず、市に損害が生じたとは認められない。

さらに、請求人は、入浴設備等の故障の放置がさらに設備の劣化を招き、損害拡大につながり、秋田市財政に長期に損害を与えたと主張している。

八橋老人いこいの家については、ボイラーを撤去済みであり劣化の進行は起こり得ず、大森山老人と子どもの家については、一般的には設備が経年劣化していくことは予想されるが、市の判断として大規模な修繕を行わないこととしたものであり、修繕に係る予算の掛かり増しの事実はなく、今後も掛かり増しは予想されないことから、設備の劣化が秋田市財政に長期に損害を与えたとする主張は認められない。

加えて、請求人は、いこいの家等の廃止方針に伴う会議や説明会のための資料作成等、必要のなかった業務に公務労働や財政を費やしたことで秋田市財政に損害を与えたと主張している。

この主張は、老人いこいの家等廃止提案は、法令を守り財産管理を適切に実施していれば必要がなかったという考えによるものと解されるが、市が定めた廃止方針を説明するために業務上必要な経費であることから、市の損害とは認められない。

なお、請求人陳述において、請求人は、国や県に対し補助の要請を行うべきであったと主張した。

これを国や県から補助を受けなかったことに伴う市の損害に関する主張と捉えるならば、市は、秋田市公共施設等総合管理計画や福祉保健部所管施設個別施設計画に基づき施設の大規模な修繕や更新を行わないこととしていたものであり、国や県に補助を要請する必要が生じておらず、修繕を行うことを前提として国や県に対して補助の要請を行うべきだったとする主張は認められない。

以上のとおり、請求人の主張について総合的に検討した結果、八橋老人いこい

の家および大森山老人と子どもの家の入浴設備や空調設備の修繕・更新を怠り、市に損害を与えているとする請求人の主張には、理由がないものと判断した。

別紙

○ 提出証拠（事実証明書）

添付資料一覧

別紙1：秋田市老人いこいの家条例、秋田市雄和ふれあいプラザ条例

別紙2：老人憩の家の設置運営について（昭和40年4月5日厚生省社会局長通知）

事実証明1：秋田市老人いこいの家の廃止について、秋田市雄和ふれあいプラザの廃止について（令和7年9月24日厚生委員会資料）

事実証明2：老人いこいの家利用状況、雄和ふれあいプラザ利用状況

事実証明3：新聞記事（秋田魁新報2025年10月5日、同月31日）

別紙

○ 令和8年2月12日に提出された証拠資料

証拠資料1：新聞記事（秋田魁新報2026年1月23日）

秋田市老人いこいの家および秋田市雄和ふれあいプラザの廃止について（令和8年1月22日厚生委員会資料）

証拠資料2：平成23年12月厚生委員会議事録

証拠資料3：秋田市公共施設等総合管理計画（令和4年1月改訂）

証拠資料4：老人福祉法、老人福祉法の解説、地方財政法、老人憩いの家設備更新に対する国の補助金

証拠資料5：老人いこいの家等4施設の利用者数、老人福祉センターの利用者数推移

証拠資料6：入浴設備中止による施設利用者激減が秋田市介護予防費用支出を増大させた可能性

証拠資料7：老人いこいの家利用状況、雄和ふれあいプラザ利用状況